

西部家畜保健衛生所管内の乗馬クラブの皆様へ

先般、家畜伝染病予防法の改正に伴う「新しい飼養衛生管理基準の説明会」を開催いたしました。飼養衛生基準には、重要疾病防除のために大切なことが盛り込まれていますので、遵守していただきますようお願いいたします。

また、説明会で話の出た何点かの質問事項について整理しましたので、お伝えいたします。

1 衛生管理区域 (P2~5) の設定について

乗馬クラブなどふれあい機能を有する農場では、重点的に衛生管理をするエリアの設定は現実的ではないという意見が多数ありました。

そこで、現時点で衛生管理区域の設定と立入り制限ができない場合、定期報告には、伝染病が発生した場合に重点的な防疫体制を行わなければならない「厩舎や飼料庫等」がわかる見取り図を添付して頂ければ良いということといたしました。

2 農場出入りチェック表 (P13) の作成について

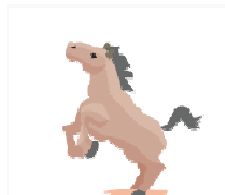
馬とのふれあいや、乗馬が目的の施設であり、来場者のリスト作成は現実的ではないという意見が多数ありました。

ごもっともな意見であると認識しています。よって、飼料業者や医薬品業者、獣医師等の畜産関係者についてのみ、いつ来場されたかを何らかの方法で記録して頂ければ結構です。

3 定期報告の添付書類について

馬の飼養衛生基準にない、飼養密度や埋却地の報告は必要ありません。

定期報告書 (必ず) とチェックリスト、見取り図 (2頭以上飼養している方) を、4月15日までにご報告ください。



□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*

■□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*□*■*